

サンプル① 被相続人である竹夫の現在戸籍

全部事項証明	
本籍氏名	東京都文京区後楽4丁目4番4号 近代 竹夫
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成20年2月2日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者 除籍	【名】竹夫 【生年月日】昭和30年3月3日 【配偶者区分】夫 【父】近代寅吉 【母】近代亀子 【続柄】長男
身分事項	
死亡	【死亡日】令和5年4月1日 【死亡時分】午前4時40分 【死亡地】東京都文京区 【届出日】令和5年4月2日 【届出人】妻
戸籍に記載されている者	【名】梅子 【生年月日】昭和35年5月5日 【配偶者区分】妻 【父】山田熊五郎 【母】山田ツル 【続柄】二女

まず死亡の事実が記載された戸籍謄本を確認。改製日と改製事由を確認

戸籍の筆頭者である竹夫が死亡していること、その死亡日を確認

妻、梅子の存命を確認。相続人が1人確定

相続人特定が難しい

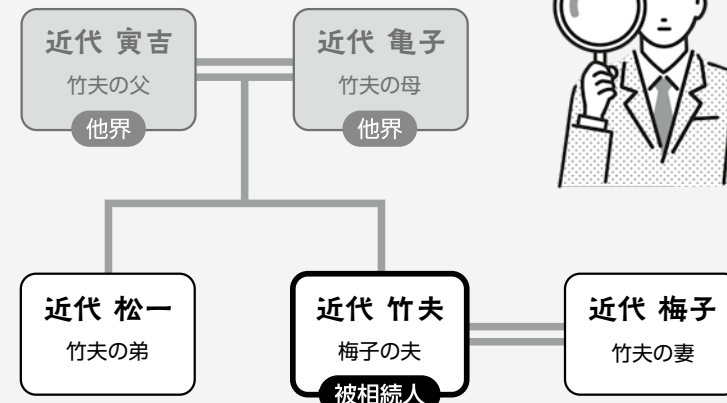
こんなケースは

戸籍の“ココ”を確認しよう!

ここでは、相続人の特定が難しいケースを挙げ、戸籍のどの部分をどう読み解いていけばよいかポイントを解説します。

税理士法人SBL代表社員  
税理士/行政書士/CFP®  
八木 正宣

ヒアリングなどで得た  
確認の前提となる家族構成等の情報



CASE

被相続人に子・親がおらず  
「配偶者」や「兄弟」がいる

1

ケース1では、被相続人に子がおらず、父母など直系尊属もすでに死亡している場合の戸籍の確認方法について解説します。

死亡時の戸籍から  
遡上して考える

相続預金の払戻し手続きにおいては、相続届に記載された相続人が正当な相続人であるのかを確認するために、次の書類を取得する必要があります。

①被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本

②相続人の現在の戸籍謄本

まず最初に、被相続人の死亡の事実が記載された戸籍謄本を確認します(サンプル①)。戸籍事項欄に「平成6年法務省令による改製」とあり、改製日は平成20年2月2日となっています。この戸籍謄本は、コンピュータ化後の戸籍であって、平成20年2月2日から戸籍謄本の発行日までの戸籍を証明するも

のです。

戸籍の筆頭者は夫である竹夫さんです。身分事項に「除籍」および「死亡」の記載があり、竹夫さんは、令和5年4月1日に死亡したことが確認できました。戸籍の筆頭者が死亡したとしても、その戸籍に在籍する人がいるかぎりその謄本は閉鎖されません。同じくこの戸籍において、妻梅子さんの存命を確認することができました。配偶者は常に相続人となりますので、梅子さんは竹夫さんの相続人として確定しました。

相続手続きを行うにあたっては、戸籍謄本等を、最新のものから1つずつさかのぼって確認することが重要になります。

次に平成20年2月2日より前の戸籍を確認します(サンプル②)。同じ本籍地においてコンピュータ化前の戸籍があり、この戸籍謄本は「婚姻の届出により昭和58年5月8日に編製」されてから、「平成6年法務省令